

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。

泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、会計年度任用職員制度について質問いたします。

2017年、地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。これによって非正規職員の処遇改善が図られることへの期待があったわけですが、一部期末手当支給などの改善もあるとはいえ、同一労働同一賃金とはほど遠い格差が固定化されるとの批判が上がっています。

総務省調査では、2006年から2016年までに自治体正規職員は約26万人減少し、274万人となっていますが、非正規職員は約21万人増え、64万人となりました。当町でも昨年度の数字ですが、臨時職員が208人となっています。本来住民の命と暮らしや権利を守る自治体の業務は恒常的で専門性が要求され、臨時的で非常勤的な職員が担うことを想定していませんでした。しかし、全国の自治体で行政コスト削減のため非正規化が進み、任用根拠も更新方法もまちまちとなっている実態が生まれました。

今回の法改定は会計年度任用職員という最長1年の短期契約の公務員が新設されたものです。任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営、この原則が崩されている実態を追認し、固定化するものでもあります。公務労働の原則から大きく逸脱し、限りなく非正規が進行するものとも考えられますが、町長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

会計年度任用職員にはフルタイムとパートタイムが規定されていますが、ここにも大きな格差が持ち込まれています。フルタイム職員には正規に近い生活給や手当を保証するが、パート職員は従来非正規公務員と同じく生活保障を意味しない報酬の支給にとどまったことです。フルタイム職員の待遇が正規に近づき、パートには期末手当の支給ができるとされたことで前進と評価する声もありますが、パートへの期末手当は義務づけではありません。町として待遇改善のため、ぜひ支給するよう求めるものですが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問にお答えいたします。

地方公共団体の臨時、そして非常勤職員につきましては、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年度から会計年度任用職員制度に移行することとなったことは議員ご承知のとおりです。

今回の改正により変更となる点についてですが、地方公務員法の改正により、1つ目として、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の対象となる者の要件が厳格化されること。2つ目として、一般職非常勤職員の任用制度が明確化され、新たに会計年度任用職員を創設し、採用方法や任期等が明確化されることになった点です。また、地方自治法の改正により、議員ご質問にあるとおり会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備された点ですが、これも議員ご承知のとおりです。

その制度の運用に当たっては、厚生労働省の「同一労働同一賃金ガイドライン案」に沿った運用とされることから、基本給の設定や再度の任用時の昇給等についても常勤職員の基準や昇給制度との均衡を図ることが適当とされているところです。

なお、現在、総務省からの運用通知や事務処理マニュアルは制度概要に関するものが多く、専門的また実務的な情報が少ないため、今後、具体的な制度の検討及び円滑な導入のためには専門的なノウハウや財政的なシミュレーションが必要となりますので、そのため本定例会において会計年度任用職員制度導入支援に関する補正予算を計上したところですので、よろしくご審議をお願いいたします。

町としては、住民ニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行うことを重要とし、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努めるわけですし、このたびの改正は法律に基づく取り扱いになりますので、非正規を進行させるものとは認識しておりません。

また、会計年度任用職員における「フルタイム」と「パートタイム」については、勤務時間が常勤の職員と同一のものと常勤と比べて短いものとの区分され、そのほかにも従事する業務の性質に関する要件があり、フルタイムで任用される会計年度任用職員は常勤職員が行うべき業務に従事する者とされ、業務の性質や量、責任の程度などを踏まえて判断されるべきものとされているところですので、あわせてご理解をお願いいたします。

また、会計年度任用職員への期末手当についてですが、事務処理マニュアルに「フルタイムとパートタイムともに任期が相当長期にわたる者に支給すべきもの」とされ、この場合において「相当長期」とは、会計年度任用職員の任期が最長でも1年であることを踏まえ、6カ月以上を目安とし、また基礎額、支給割合及び在職期間別割合の取り扱いなど具体的な支

給方法については、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員の取り扱いとの均衡等を踏まえて定めるべきとあります。

美郷町においても、県及び県内市町村の動向を見定めながら、パートタイム職員への期末手当の支給について適切に判断、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 法律に基づくもので非正規が進行するものではないというご答弁でしたけれども、今まで質問でも述べましたが、非正規の公務員の方々の割合が増えてきている現状が全国的にあります。本来は自治体の業務というのは正規の職員が、何ていいますか、住民の命と暮らしを守るために非正規、非常勤で臨時的に職員がやっていくものではないということをずっと言われてきたことですが、非正規の職員が増えていってるとい、何ていいますか、なし崩しのというわけでもありませんけれども、こういう状況は本当はよくないだけけれども、現状がだんだんそうなっている。そういう中で今回の改正がやられると、このことをずっともう容認していくことになっていくというところでいろいろな労働組合などからも批判の声が上がっているわけですが、そういうことで、決して非正規の職員が自治体労働担うからサービスが後退するとか、そういうことではありませんけれども、住民の暮らしを守るために責任をもってやっていくというところで、やっぱり本来の働き方としては正規で常勤でというところが重要なことだと思いますが、この法律はそれがだめにされていくというところが一番の問題だと思うわけです。

その点について質問したところでしたので、法律に基づくもので、そうではないというお考えということですが、ぜひその点を、もう一度聞かせていただきたいと思います。公務労働のあり方という点です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、1日7時間45分の勤務でなければならない勤務で公務が構成されているわけではございません。1日数時間の業務で十分である業務もあるのを議員もご承知のことと思います。したがって、全てについて常勤であるべきというのは、実質的にある意味ではその以外の時間をどう使うのか、そしてそれ以外の時間に対して経費、賃金という形で経費を払うことについて、どう考えるのかということも生じてまいります。

ですので、議員がおっしゃった今の法律改正に基づく取り扱いが非正規を進行させるという前提ではないのではないかと私は認識しておりますので、先ほどの答弁に至ったということとでありますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 中学校の運動部活動のあり方について質問いたします。

スポーツ庁がことし3月、中学校の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを発表しました。学期中の平日と土・日に各1日以上計週2日以上以上の休養日を設けることや、1日の活動時間は平日で2時間程度、休日では3時間程度にとどめること、体罰・ハラスメントの根絶や過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めることを理解し、適切に指導するなど多岐にわたる提言です。学校や教育委員会では、この国の基準に基づき方針を策定するよう求められています。

全国的には指導の名のもとに体罰や暴言などの人権侵害が問題になったり、過度な練習や対外試合などで休養がとれず、スポーツ障害を起こす事例も多発しています。今回の指針が過度な活動に対し、一定の歯どめをかけるきっかけになることを期待するものです。

県内の中学校では運動部活動休止日に関する申し合わせもあり、昨年度の国の運動習慣等調査によると月2回以上、土・日曜日に休養日を設けていますが、活動時間は平日平均で男女とも2時間20分を超えています。土曜日で3時間半前後、週の合計では男子の活動時間は全国平均15時間44分に対し、本県は18時間8分と全国で3番目に長くなっています。短時間でも効率的な充実した活動が望まれると思いますが、当町中学校の場合はどうなっているのか、現状と課題についてお伺いいたします。

今、教員の多忙化が社会問題になっていますが、その要因の一つに部活動の指導が挙げられています。文科省が2016年10月と11月に行った全国の小・中学校の教員勤務実態調査では、1日当たりの勤務時間は、小学校では11時間15分、中学校では11時間32分で、10年前の前回調査より中学校は平日32分、土・日で1時間49分長くなっており、土・日が長くなった要因は部活動によるものとなっています。

教員の負担軽減の名のもとに外部指導者の活用が進められていますが、教員の負担について、教育長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

専門的な知識を持ち、技術指導ができる外部の人材がかかわる仕組み、外部指導者の活用について、こういう仕組みは必要ですが、学校と生徒、保護者、外部指導者が連携して部活

動のあり方を具体的に話し合うことが大前提にあると考えるものです。外部指導者の活用については、どのようにお考えかお聞かせください。

部活動に大切なことは、何より教員の数を増やし、学校全体の仕事を調整して無理なくかかわれる体制づくりと、成果主義ではなく、生徒の自主性や自治の活動を重視する指導だと考えるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目は、当町での運動部活動の現状と課題についてであります。運動部活動は学校教育の一環として行われており、指導において体罰の禁止はもちろんのこと、生徒の人間性や人格の尊厳を損なう行為は許されないものであります。町内各学校では年1回、全生徒、保護者を対象に体罰調査を実施しておりますが、昨年度も町教育委員会への学校からの報告や保護者からの訴えはない状況であります。

次に活動時間についてであります。平日はスクールバスの最終便の時刻が夏季が午後7時、冬季が午後6時45分で、その時刻に合わせて全ての部活動が終了していることから、部活動時間は2時間程度であります。

休日は大会や練習試合がない場合、半日程度の活動状況です。また、秋田県では平成25年度から週1日以上以上の休養日の設定と第1・第3日曜日の休養日の設定が行われており、学校ではそれを守るようにしてきております。

このようにスポーツ庁の新ガイドラインにほぼ準じた活動をしている現状であります。一部には各種大会がどうしても土曜日や日曜日に行われ、それに参加しなければならない場合もあります。

2つ目は、教員の負担と外部指導者の活用についてであります。顧問の中には担当している運動部活動種目の競技経験がなかったり、指導経験が浅かったりすることにより十分な技術指導ができないことを大きな負担に感じている人もいます。このような場合には当該スポーツ種目において地域ですぐれた指導力を有する外部指導者から協力をいただくことが運動部活動の充実に効果があると捉えております。

そのような外部指導者の協力を得る場合には学校や運動部活動の目標や方針、安全対策等について十分な理解をしていただくとともに外部指導者に全てを任せるのではなく、必要な

時には顧問教員が外部指導者に適切な指示をしていくべきだと考えます。

3つ目は、教員の数を増やすことについてであります。このことについては、これまでも毎年県内各教育委員会が協力して国や県に要望してきているところです。しかし、なかなか実現しない現状にあります。そのような中で学校では各部活動に顧問を2人ないし3人配置することなどにより一部の教員に業務が集中しないような体制づくりに努めてきております。

4つ目は、生徒の自主性を尊重する指導についてであります。運動部活動は学校教育の一環として生徒の自主的自発的な参加によるものであります。参加している生徒は、いま以上の技能や記録に挑戦したいとか、勝利を目指したい、信頼できる友達を見つけたいなどのさまざまな目標を持っています。部活動の指導においては、そのような生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、勝つことのみを目指すのではなく生徒の主体性を尊重しつつ、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意することが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。